

「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所について

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」は、次の1から5までのいずれかに該当する場所以外の場所とする。

ただし、居室等に付属する便所、小規模な洗面所、人の出入りがない収納庫及び階段室並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプスペースその他これらに類する部分は、当該場所から除くものとする。

なお、平成28年7月19日付け呉消予第59号「屋内消火栓設備に代えて用いることができるパッケージ型消火設備の設置基準に係る運用について」は廃止するとともに、消防用設備等の技術基準「第2の4パッケージ型消火設備の技術基準、1設置要件」については、運用しないものとする。

1 火災のとき煙が有効に排除でき安全に消火活動を行うことができるとともに、避難の際に主要な避難口を容易に見とおすことができ、又は開口部から速やかに避難できる場所で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場所とする。

(1) パッケージ型消火設備を設置しようとする防火対象物又はその部分（以下「設置部分」という。）の壁面において、長辺の一边の全面が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されている場合。

なお、常時外気に直接開放されている部分は、構造上必要な柱、はり等の部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができるものとし、次のア及びイによるものであること。

ア 常時外気に直接開放されている部分は、煙を有効に排除できるよう当該開放部分から隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物までの間に0.5m（当該開放部分から避難することが想定される場合は1m以上）の距離を有するものであること。

ただし、当該開放部分が国、地方公共団体等が管理する道路等に面する場合で、煙を有効に排除できると認められるときは、この限りでない。

イ 延焼のおそれのある部分（建築基準法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。）の開口部で防火シャッター等火災時に閉鎖されることが想定されるもの及び目隠しのためのルーバー又はガラリを設けた開口部は、常時外気に直接開放されている部分には該当しないものであること。

(2) 設置部分の壁面において、全ての壁面の上部50cm以上の部分（柱を除く。）が常時外気に直接開放されている場合

なお、常時外気に直接開放されている部分は、(1)ア及びイによるものであること。

(3) 設置部分の屋根又は上階の床に開口部が設けられている場合で、当該開口部の有

効開口面積の合計が当該設置部分の床面積の15%以上である場合

ただし、当該開口部から煙が有効に外気に排出される構造であるものに限る。

(4) 設置部分の天井（天井がない場合は屋根）の高さが5m以上であり、開口部が次のアからエにより当該設置部分の外壁に排煙上有効に設けられている場合

ア 開口部は、天井（天井がない場合は屋根）の高さの2分の1以上の部分に設けられていること。

イ 開口部の面積の合計が、設置部分の床面積の30分の1以上であること。

ウ 開口部は、常時開放されているか又は容易に（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）開放できる構造を有していること。

エ アからウまでによるほか、(1)ア及びイの規定を準用する。

(5) パッケージ型消火設備を設置しようとする防火対象物が、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第136条の9に規定する開放的簡易建築物である場合

2 消防法施行規則第30条の規定による排煙設備が設置されている場所

3 建基令第126条の3の規定による排煙設備が設置されている場所

4 火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成12年建設省告示第1436号）1から3までのいずれかに該当する場所

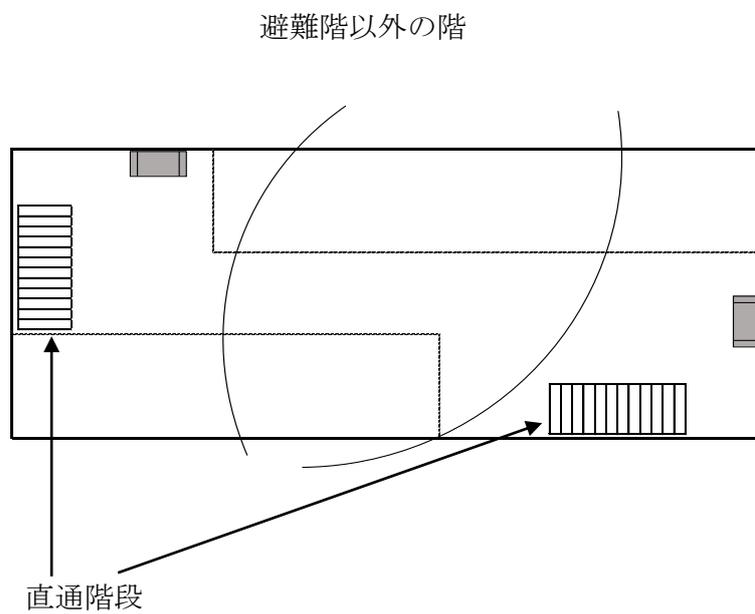
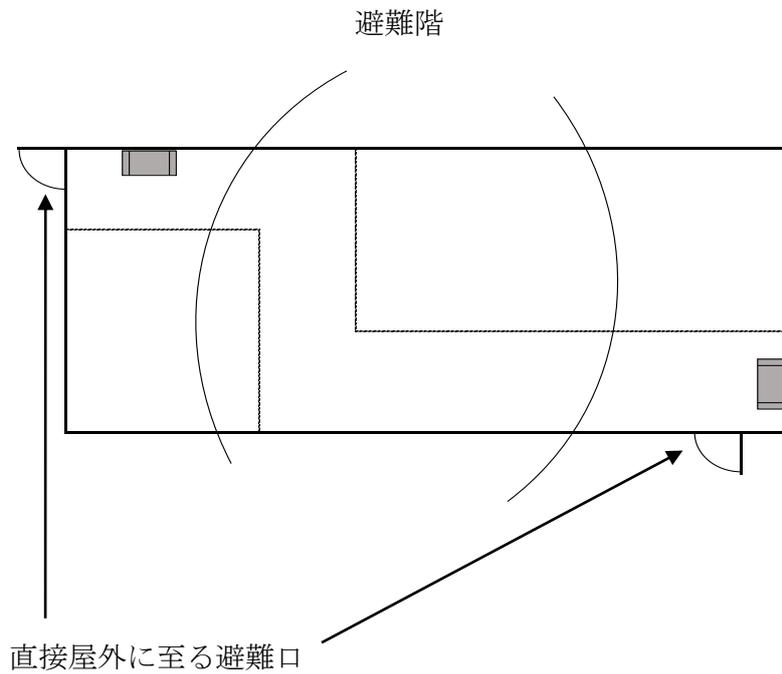
5 設置部分において、次の(1)及び(2)により設置しようとする各パッケージ型消火設備の包含範囲内に直接屋外に至る主要な避難口（建基令第13条第1号に規定する避難階以外の階にあっては避難階へ至る直通階段。以下同じ。）が1以上ある場所（別図参照）

（計画をする場合は事前の調整を必要とする。新築建物には屋内消火栓設備を指導すること。）

(1) 直接屋外に至る避難口から概ね3m以内に設置すること。

(2) 原則として、廊下、通路、ロビー等の共用部分に設置すること。

別図



 : パッケージ型消火設備

避難口、階段室等に近接（概ね3m以内）する位置で、廊下、通路、ロビー等の共有部分に設けること。